

川崎市高齢者災害時個別避難計画作成支援事業事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に定める災害時における個別避難計画の作成対象となる高齢者について、市長から依頼を受けた計画作成支援者が個別避難計画の作成を支援する等に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号の規定によるもののほか、災害対策基本法で使用する用語の例による。

- (1) 計画作成支援者 介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者等
- (2) 避難行動要支援者 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動に支援が必要なもので、川崎市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿に記載された者

(個別避難計画の作成対象者)

第3条 個別避難計画の作成対象者となる者は、避難行動要支援者のうち、要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の規定に基づく要介護3以上の者又は、認知症である者等のほか、その他市長が特に必要と認めた者で、個別避難計画を作成することについて、同意を得た者とする。

- 2 市長は、前項に規定する作成対象者のうち、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域若しくは洪水浸水想定区域又は内水浸水想定区域に居住する者であって、かつ次の各号のいずれかに該当する者又は、認知症である者等のほか、その他市長が特に必要と認めた者について、優先して計画作成を進め

るものとする。

- (1) 独居、高齢者世帯、同居家族の一時的不在又は日中独居等である者
- (2) 障害高齢者の日常生活自立度ランクがB以上である者
- (3) 認定調査票の「処置内容」又は「特別な対応」が1以上ある者

3 前2項の規定に関わらず、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（特定施設入居者生活介護に係るものに限る。）、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に限る。）及び同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を受けている者並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホームに入所又は入居している者は対象としない。

（個別避難計画の作成等）

第4条 計画作成支援者は、個別避難計画を作成するときは、把握している作成対象者の情報に基づき、作成対象者又はその家族等（以下「作成対象者等」という。）に事業の趣旨及び目的を説明し、「同意書（第1号様式）」を用いて、作成対象者等から個別避難計画を作成すること等の同意を得るものとする。

2 計画作成支援者は、前項の規定により、作成対象者等から同意を得たときは、作成対象者等の意向、居住環境及び身体状況等を踏まえ、「個別避難計画（第2号様式）」を作成するものとする。

3 計画作成支援者は、前項の規定により作成した個別避難計画の内容について、作成対象者等の意向、居住環境又は身体状況等の変化により個別避難計画の内容に変更の必要性が生じたときは、速やかに「個別避難計画（第2号様式）」の記載内容を更新するものとする。

4 前2項における個別避難計画の作成及び更新には、計画作成支援者が、作

成対象者等や関係者と十分に検討や調整を行ったが災害対策基本法第49条の14第3項に掲げる事項が定まらなかったものも含むものとする。ただし、その場合であっても、当該事項を定めるため、必要に応じて作成対象者等や関係者と十分に検討や調整を行うよう努めるものとする。

- 5 計画作成支援者は、個別避難計画を作成しようとするときは、本市が実施する個別避難計画に係る研修に参加等をするよう努めるものとする。

（個別避難計画の交付及び提出）

第5条 計画作成支援者は、第4条第2項の規定により個別避難計画を作成したとき又は第3項の規定により個別避難計画を更新したときは、速やかに「個別避難計画（第2号様式）」を作成対象者等に交付するとともに、「同意書（第1号様式）」及び「共通帳票（第3号様式）」と併せて市長へ提出するものとする。

- 2 前項の規定における「共通帳票（第3号様式）」の提出は、これに相当する帳票等をもって代えることができるものとする。

- 3 市長は、提出された個別避難計画の内容を確認し、補正すべき点等があった場合は、計画作成支援者へその旨を通知し、再提出させるものとする。

（個別避難計画作成支援費の支給）

第6条 計画作成支援者は、個別避難計画を新規に作成した場合、又は既に作成した個別避難計画の内容について更新した場合は、第5条第1項の規定による各様式の提出と併せて、「個別避難計画作成支援費支給申請書（第4号様式）」を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、当該提出書類の審査を行い、当該請求に係る支給をする又はしない旨を決定し、「個別避難計画作成支援費支給（不支給）決定通知書（第5号様式）」により、計画作成支援者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により当該請求について支給すべきものと認めた場合は、計画作成支援者に対し、第4条の規定に基づく個別避難計画の作成支援費として、個別避難計画を新規に作成した場合、又は既に作成した個別避難計画の内容について更新した場合において、1件につき7,000円を支給するものとする。

4 市長は、計画作成支援者が、第4条1項の規定による同意を得られなかった場合、又は第4条第2項及び第3項の規定による個別避難計画の作成及び更新を行うに当たり、計画作成支援者が、作成対象者等や関係者と十分に検討や調整を行ったが災害対策基本法第49条の14第3項に掲げる事項が定まらなかった場合等のほか、その他市長が認めたときには、1件につき7,000円を支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、計画作成支援者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、作成支援費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正な手段により作成支援費の支給の決定を受けたとき。

（2）前号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（3）その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき取り消しを行った場合において、「個別避難計画作成支援費支給決定取消通知書（第6号様式）」により支給対象者に通知するものとする。

（作成支援費の返還）

第8条 市長は、前条の規定に基づき作成支援費の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に作成支援費が支給されているときは期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(個別避難計画の保管)

第9条 作成対象者及び計画作成支援者は、第4条の規定により作成した個別避難計画を保管するものとする。

2 市長は、前条の規定により提出された個別避難計画を保管するものとする。

(個人情報保護)

第10条 計画作成支援者及び個別避難計画の提供を受けた者は、事業実施により知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 計画作成支援者は、個別避難計画の記載事項をこの事業の目的以外に使用してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

同意書

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。また、要援護者避難支援制度に御登録のある方は、「個別避難計画を作成したこと」について、支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員に情報提供させていただきます。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

年 月 日

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに

☐ 同意します

個別避難計画を提供することに

☐ 同意します

本人 氏 名

代理人 氏 名

（本人との関係： ）

第2号様式

災害時個別避難計画【簡易版】（新規・更新）

作成	☐	同意あり
提供	☐	同意あり

ひほけんしゃばんごう
（被保険者番号）

}

作成日：

年 月 日

フリガナ				生年月日				性別				電話			FAX						
氏名				年齢				歳				要援護者避難支援制度の登録									
ハザードマップの 状況		☐ 洪水（河川の氾濫）										指定避難所									
		☐ 土砂災害（がけ崩れ）										移動手段									
		☐ その他（内水・津波 等）										車の有無			運転者						
風水害	避難場所												共通事項 （備考欄）	ペット			種類		避難先		
	避難先の住所				避難先の連絡先									避難時の 持ち物							
	避難方法 避難経路		警戒レベル1																		
			警戒レベル2																		
			警戒レベル3																		
地震	避難場所												共通事項 （備考欄）								
	避難先の住所				避難先の連絡先																
	避難方法 避難経路																				
避難支援者		氏名				続柄等				住所				電話			役割				
		FAX																			
		氏名				続柄等				住所				電話			役割				
		FAX																			
		氏名				続柄等				住所				電話			役割				
		FAX																			
災害時個別避難計画作成支援事業者												電話			FAX						

第3号様式

(表面)

【居宅介護サービス提供(新規・変更)依頼書】兼【入院時情報提供書】兼【災害時避難支援情報提供書】 【様式①】

患者・家族の同意に基づき利用者情報を送付しますので宜しくお願いします

御中	記入日:	年 月 日	提供方法	ケアマネ確認
	入院日:	年 月 日	手渡し・FAX・郵送	
	情報提供日:	年 月 日		

つぎのとおり、利用者の方から利用希望がありましたので、サービスの提供についてよろしくお願ひいたします。

利 用 者	ふりがな											性別	☐ 男 ・ ☐ 女		
	氏 名											生 年 月 日	☐ 明・ ☐ 大・ ☐ 昭		
	住 所	〒 川崎市 区										電 話	()		
連 絡 先 (カッコ内は連絡順位)	主介護者 ()	〒 氏名 続柄() その他										家族構成図 (★はキーパーソン・介護状況)			
	その他 連絡先等 ()	〒 氏名 続柄() その他													
	その他 連絡先等 ()	〒 氏名 続柄() その他													
	介護力:あり・弱い・なし														
保 険 情 報	被保険者番号											保険者番号			
	要介護認定	事業対象者・要支援(1 2)・要介護(1 2 3 4 5)													
	申請日	年 月 日 (新規 区分変更)													
	認定日	年 月 日				有効期間		年 月 日～ 年 月 日							
	負担割合	割 (開始年月日) 年 月 日 (終了年月日) 年 月 日													
そ の 他	生活保護	有	無	身障手帳		無	有 (種 級)	障害状況()							
	減 免	有	無	(減免制度名:)											

サービス	希望曜日	希望時間	利 用 目 的 ・ 特 記 事 項	
訪問介護		: ~ :	身体 生活	
		: ~ :	身体 生活	
訪問入浴		: ~ :		
訪問看護		: ~ :	医療処置・リハビリ・保清・指導 その他()	
通所介護		: ~ :	入浴 社会交流 外出の機会 日常動作訓練 認知症予防 リハビリ 医療処置	
通所リハ		: ~ :		

サービス	種 別	入所希望日	退所希望日	送迎希望	利 用 目 的
短期入所	生活・療養	/ ~ /		迎 ・ 送	
	生活・療養	/ ~ /		迎 ・ 送	

居 宅 介 護 支 援 事 業 所	事業所名				事業所番号	
	住 所					
	電 話				FAX	
	担当 ケアマネジャー				メールアドレス	

(裏面)

【様式②】

利用者氏名												
住 環 境					生 活 歴							
利 用 者 の 状 況	医 療 情 報	主疾患					既往歴					
		感染症	無 ・ 有 ()									
		医療機関					担当医師		電話	()		
							担当医師		電話	()		
		特別な 医療等	点滴の管理 中心静脈栄養 透析 ストーマの処置 酸素療法 レスピレーター 気管切開の処置 疼痛の看護 経管栄養 モニター測定 床ずれの処置 カテーテル インシュリン自己注射									
		【特記事項】 薬・処置 症状・経過等										
	寝たきり度	自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2										
	認知症自立度	自立 I II a II b III a III b IV M										
	A D L 状 況	コミュニケーション能力	課題あり ・ 課題なし (視力・聴力・伝達力など)									
		移 動	自立 ・見守り ・一部自立 ・全介助									
			方法	屋 内	独歩 ・杖 ・歩行器 ・車椅子 ・その他							
				屋 外	独歩 ・杖 ・歩行器 ・車椅子 ・その他							
		食 事	自立 ・見守り ・一部自立 ・全介助									
			形 態	主 食	常食 ・おにぎり ・粥食 ・ミキサー食							
副 食				常食 ・刻み食 ・ミキサー食 トロミ付き								
入浴		自立 ・見守り ・一部自立 ・全介助 ・未実施										
排 泄		自立 ・見守り ・一部自立 ・全介助										
		方法	日 中	トイレ・PTイレ・オムツ・尿器・カテーテル等								
			夜 間	トイレ・PTイレ・オムツ・尿器・カテーテル等								
更 衣		自立 ・見守り ・一部自立 ・全介助										
認知症の 状態・状況 日常生活への影響	課題(あり ・ なし)											
その他 経済的側面 現在利用サービス等												
ケアマネとしての 意見	状況報告											
居宅介護 支援事業所						担 当 ケアマネジャー						

第 4 号様式

年 月 日

川崎市長 あて

(所在地)
(法人名)
(代表者職・氏名)

個別避難計画作成支援費支給申請書

川崎市高齢者災害時個別避難計画作成支援事業事務取扱要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり、作成支援費の支給を申請します。

記

1 作成支援事業所

[illegible]

2 作成支援対象者

被保険者番号	対象者氏名	作成者氏名	新規・更新

3 請求額

作成支援費支給請求額	円
------------	---

4 希望振込先（※誤りが無いよう、御注意ください。）

指定口座	金融機関コード				店舗コード			種別	口座番号						
								1 普通							
	銀行 信用金庫 信用組合 農協				本店 支店 出張所			2 当座							
								連絡先							
								— —							
	口座名義人（カナ）														

川崎市長印

先に申請のありました標記支給申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

事業所名	事業所番号
------	-------

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
決定内容		支給予定 金額※	
決定理由			

支 給 方 法※		※支給決定の場合のみ記載されます。						
口座払								
振込先	金融機関名							
	本支店名							
	預金種目							
	口座番号							
	口座名義人（カナ）							
	振込予定日							

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

年 月 号
日

(法人名)
(代表者職・氏名) 様

川 崎 市 長 印

個別避難計画作成支援費支給決定取消通知書

年 月 日付け 号にて支給決定した個別避難計画作成支援費については、次のとおり支給決定を取り消しましたので、川崎市高齢者災害時個別避難計画作成支援事業事務取扱要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。